

広島県告示第七百九十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成二十六年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 域	区 分
美能底びき網加入区（江田島市区域）	美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
美能刺し網加入区（江田島市区域）	美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業